



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

# 事務所通信

発行：はっとり社会保険労務士事務所

〒635-0015 大和高田市幸町 3-3-211

TEL/FAX(0745)61-4284 Email:h-chan@leto.eonet.ne.jp

4

2026

適用済み(一部  
適用待ち)の改正

## 協会けんぽの新たな保険料率が決定 ひと月遅れで子ども・子育て支援金も追加

中小企業の従業員の方を中心とした健康保険を取り仕切る全国健康保険協会は、令和8年3月分(4月納付分)からの保険料率を決定しました。また、令和8年4月分(5月納付分)から、子ども・子育て支援金が追加されることになりました。

.....協会けんぽの保険料率(子ども・子育て支援金率を含む).....

### 1 一般保険料率〔都道府県単位保険料率〕／令和8年3月分(4月納付分)～ \_\_\_\_\_ は変更あり

三重県	9.77%	兵庫県	10.12%	千葉県	9.73%
滋賀県	9.88%	奈良県	9.91%	東京都	9.85%
京都府	9.89%	和歌山県	10.06%	神奈川県	9.92%
大阪府	10.13%	兵庫県	10.12%	—	—



### 2 介護保険料率〔全国一律／40歳以上65歳未満の方〕／令和8年3月分(4月納付分)～

全国一律	1.62% (1.59%から変更)
------	-------------------

### 3 子ども・子育て支援金率〔全国一律〕／令和8年4月分(5月納付分)～

全国一律	0.23%
------	-------

⑨ 健康保険組合が管掌する健康保険においては、組合独自の保険料率となっており、介護保険料の負担の仕方も異なる場合があります。所属する組合の規約等をご確認ください。

★40 都道府県で都道府県単位保険料率が変更されました。全国一律の介護保険料率も変更され、また、ひと月遅れで子ども・子育て支援金率が新設されますので、結果的にすべての都道府県において、「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」が変更されることとなります。新たな「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」を確認しておくようにしましょう。なお、給与計算ソフトをお使いの場合には、その設定に注意が必要です。

## 施行・適用済みの改正 「高齢者の労働災害防止のための措置が事業者の努力義務に 指針も公表

令和8年4月1日施行の労働安全衛生法の改正により、高齢者の労働災害の防止を図るため、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務とされました。これにあわせて、厚生労働大臣が、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとされました。

その指針が、「高齢者の労働災害防止のための指針(高齢者の労働災害防止のための指針公示第1号)」として公示されました。その概要を確認しておきましょう。

〈補足〉この指針は、これまでの「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」を、法律に基づく指針に格上げしたものとなっています(指針の策定に伴い、エイジフレンドリーガイドラインは廃止)。

### .....「高齢者の労働災害防止のための指針」の概要.....

#### 指針の構成

##### 第1 趣旨

労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため定めたもの。

##### 第2 事業者が講ずべき措置

##### 第3 労働者と協力して取り組む事項

##### 第4 国、関係団体等による支援の活用

次ページへ続く

## 第2の「事業者が講ずべき措置」の一部

### 1 安全衛生管理体制の確立等

- 経営トップによる方針表明及び体制整備
  - ・ 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
  - ・ 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。
- 高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施
  - ・ 高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

### 2 職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
  - ・ 高年齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。
- 高年齢者の特性を考慮した作業管理
  - ・ 筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。

### 3 高年齢者の健康や体力の状況の把握

- 健康状況の把握
  - ・ 労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を確実に実施すること。
- 体力の状況の把握
  - ・ 高年齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年

☆ 事業者には、この指針に基づき、必要な措置を講じることが望まれています。

人材の確保につながることも期待できますので、国や関係団体等による支援を活用しつつ、指針に沿った措置を実施することを検討してみてもはいかがでしょうか？

## 施行・適用済みの改正

## 治療と就業の両立支援の措置が事業主の努力義務に 指針も公表

令和8年4月1日施行の労働施策総合推進法の改正により、職場における治療と就業との両立を支援するため、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備などの必要な措置を講ずることが事業主の努力義務とされました。これに合わせて、厚生労働大臣が、事業主による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとされました。その指針が、「治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第28号）」として公布されました。その概要を確認しておきましょう（厚生労働省からリーフレットが公表されていますので、そこから抜粋して、その概要を紹介しておきます）。

### 「治療と就業の両立支援指針」の概要

「治療と就業の両立支援指針」には、次のような内容が定められています。

#### 留意事項

- 労働者本人の申出
- 労働者との十分な話し合い、上司・同僚の理解
- 個人情報の保護

#### 両立支援を行うための環境整備

- トップの方針表明
- 研修等を通じた意識啓発
- 相談窓口の明確化・社内の支援体制の整備
- 休暇制度・勤務制度の整備（例：時間単位の有給休暇、病気休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務等）

#### 個別の両立支援の進め方

様式例の活用による、主治医や産業医等と連携した支援フロー

様式例：  
「勤務情報提供書」  
「主治医意見書」  
「両立支援カード」  
「両立支援/職場復帰支援プラン」

#### 3 両立支援プランの作成

就業継続の可否や就業上の措置等は、主治医意見書を基に、産業医等の意見を踏まえ、労働者と十分話し合った上で、事業主が最終的に決定。



★事業主には、この指針に基づき、職場において必要な措置を講じることが望まれています。人材の確保につながることも期待できますので、指針に沿った措置を実施することを検討してみてもはいかがでしょうか？ 関心があれば、気軽にお声掛けください。

## お仕事 カレンダー 4月

- 4/10 ● 3月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 4/15 ● 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出期限
- 4/30 ● 3月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 2月決算法人の確定申告と納税・8月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 労働者死傷病報告（1月～3月分）の提出期限

